公　　告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第２項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第８条第３項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和８年１０月３０日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

関下複合商業施設

名取市杜せきのした五丁目２０番地３５　外

２　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社マースコーポレーション　代表取締役 江藤征弘

東京都府中市栄町三丁目 1 番地の１

３　市町村の意見の概要

（１）騒音について

ア　建設工事に係る騒音対策について

（ア）建設作業を実施する場合は、周辺住民に周知するとともに、騒音・振動等の公害苦情が発生しないよう、使用する建設機械等は、低騒音・低振動型のものを導入されたい。

（イ）工事車両等の運行にあたっては、不必要な空ぶかしやアイドリング禁止などにより騒音防止の徹底を図られたい。

イ　自動車等の騒音対策について

（ア）駐車場での自動車のアイドリングや空ぶかし、利用客の話し声、商品搬入時などにおける騒音により、近隣の方々に迷惑をかけないよう、利用者や事業者への指導の徹底、夜間の駐車場使用の自粛等を徹底されたい。

（イ）近隣の自動車の走行や渋滞によって生じる騒音については、近隣の生活環境の配慮の観点から、できるだけ渋滞を少なくするような手段を講じるなど騒音の軽減に努めること。

ウ　騒音・振動の特定施設の設置について

（ア）騒音・振動に係る特定施設を設置する際には、敷地境界線上における振動や騒音レベルを正確に把握し、規制基準を超過しないよう十分な騒音・振動の防止策を講じられたい。また、設置後も同様に超過しないよう適切な管理を行うとともに、周辺住民に迷惑がかからないように十分な配慮をされた

い。

（２）廃棄物について

ア　事業活動に伴い生じる廃棄物については、発生の抑制に努められたい。

イ　循環型社会を形成するため、リサイクルを前提とした商品の構成に努められたい。

ウ　名取市に廃棄物を排出処分する場合は、名取市の排出基準を遵守されたい。

エ　廃棄物の保管にあたっては十分なスペースを確保し、保管は屋内に密封された施設で行い、悪臭及び衛生面に配慮し、適切な温度管理をされたい。

オ　ごみの発生、保管、搬出状況把握等を担当する責任者の配置について、配慮されたい。

（３）交通について

ア　交通安全に関し、近隣の大規模商業施設の影響により、すでに周辺道路では慢性的な混雑が発生しているため、本施設においては、敷地内への車両の流入経路や動線計画について、警察と十分に協議のうえ交通安全に配慮した設定を行うこと。

また、歩行者の安全確保の観点から、車両の出入口における適切な視界の確保について徹底すること。

加えて、夜間における防犯灯の設置や、夜間の営業時間外には駐車場等を確実に閉鎖するなど、若者等のたまり場とならないよう適切な治安対策を講じること。

イ　店舗計画地の北側及び南側に接する道路は増田小学校、増田中学校の通学路に指定されているため、児童生徒の登下校時間帯においては、安全確保に努めること。

４　地域住民等の意見の概要

なし

５　縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター及び名取市役所

６　縦覧期間

令和８年１０月３０日から令和８年１１月３０日まで（ただし、閉庁日を除く。）